

新型コロナウイルス感染症（パラナ州政府による制限措置の一部緩和）

2021年4月14日

・4月13日、パラナ州政府は新型コロナウイルス感染症への対策として、現在の制限措置を一部緩和し、同制限措置を4月30日まで適用する旨発表しました。

●4月13日、パラナ州政府は新型コロナウイルス感染症への対策として、現在の制限措置を一部緩和し、同制限措置を4月30日まで適用する旨発表しました。同措置の主な内容は以下のとおりです。

- 1 不要不急の夜間外出制限（23時～翌5時まで）。
- 2 20時～翌5時までの公共スペースにおけるアルコール飲料の消費及び販売禁止（ただし、レストランにおける販売・消費は23時まで可）。
- 3 日曜日における必要不可欠とされていない活動・サービスの実施を停止。
- 4 以下の業種の営業停止、施設等の閉鎖
 - ・エンターテインメント・文化関連施設（劇場、映画館、博物館、美術館、ライブハウスなど）。
 - ・レセプション等を開催するための屋内施設やキッズパークなど。
 - ・見本市や学会などを開催するための施設。
 - ・ナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
 - ・人の密集を伴う集会や懇親会などイベントの実施（親族のみの懇親会等も不可）。
- 5 以下の業種、活動については、営業時間や実施形態に条件付きで可能とする。
 - ・一般商業活動：月～土、10時～22時、収容可能人数の50%まで営業可（土はデリバリー、ドライブスルー形式であれば可）。
 - ・スポーツジムなど：月～土、6時～22時、収容可能人数の30%まで営業可。
 - ・ショッピングセンター：月～土、11時～22時、収容可能人数の50%まで営業可（土はデリバリー、ドライブスルー形式であれば可）。
 - ・レストラン、バー、軽食堂など：月～土、10時～23時、収容可能人数の50%まで営業可。日曜日については、デリバリー形式のみ。
- 6 スーパーマーケットなどについては、毎日営業可（営業時間に対する制限もなし）。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<http://www.aen.pr.gov.br/modules/noticias/article.php?storyid=111797&tit=Decreto-estende-horario-de-funcionamento-do-comercio-e-reduz-toque-de-recolher>

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<http://www.coronavirus.pr.gov.br/Campanha#>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp